

債券の引受者	発行された債券を引き受ける先（主幹事証券、証券会社）。 ：債券の全額につき共同して引受並びに募集の取扱いをし、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引き受ける。また、その引受けに伴い引受手数料がかかる。 〇〇会の債券の手数料は、債券の金額100円に対して55銭（仮）。
管理者	債券の管理を委託する先。 元金支払手数料は、債券の金額100円に対して1銭（仮）。 利金支払手数料は、債券の利金に対して10銭（仮）。 ※利金とは、債券の利息を示す。
振替機関	株式会社 証券保管振替機構

ウ. 公募の社会医療法人債の発行に関するスケジュール

債券発行には、条件の決定日の3カ月前くらいから主幹事証券の選定など、具体的な準備を始めることになる。初めて債券を発行する場合、準備期間を多めに取る必要があり、また、社会医療法人内での理事会等の機関決定も必要となる。関係者は、発行手続きと保管や管理に関する業務など、債券の円滑な市場取引ができるように、それぞれ役割分担されている。加えて、財務情報等の開示への準備、監督官庁等への連絡や承認などの手続きも加わることとなる。

主なスケジュール例は、【図表4】【図表5】の通りである。

【図表4】 スケジュール例（年度ベース）

	発行の前々年度		発行の前年度		発行年度	
	下期		上期	下期	上期	下期
発行者	財務情報等の整備	財務情報の作成と監査	機関決定などの発行手続きの準備		財務情報の作成と監査	
①主幹事証券	主幹事決定	発行要項等の作成		引受審査 IR資料の作成 IR活動の実施	契約書作成	条件決定・募集
②管理者					管理者選定	契約書作成
③格付機関	格付機関選定 情報交換		格付申込書提出	インタビュー	発行者 格付取得	本格付取得